

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第42号）（総務局国際化推進室）

京都市国際交流会館における国際親善交流の発展を目的に、基金の一部の処分を行うため、次のとおり基金の金額を変更することにしました。

基金名	改正前	改正後
事業補助等国際親善交流基金	993,595,000円	981,824,500円

この条例は、平成21年3月26日から施行することとしました。

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第42号

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例

京都市国際親善交流基金条例の一部を次のように改正する。

別表事業補助等国際親善交流基金の項中「993, 595, 000」を「981, 824, 500」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総務局国際化推進室)